山梨手をつなぐ親たち

発　行　所　山梨県手をつなぐ育成会
発行責任者　宮　城　　隆
事　務　局　〒407-0046
山梨県韮崎市旭町上條南割3561-1
みだい寮内
電　話　　055-285-4292
ＦＡＸ　　055-285-4293
メール：yamanashi-ikuseikai@cpost.plala.or.jp

「成年後見制度」安心して、利用出来ていますか？

山梨県手をつなぐ育成会
副会長　杉山　浩子

再び「成年後見制度」に関するお話です。

我が国の「成年後見制度」は、課題や問題点が多く、特に国連の「障害者権利条約」との関係では、「成年後見制度」が権利侵害となっているのではないかと指摘されているようです。それでも、「成年後見制度」は本人の権利擁護のために必要な制度なので、この制度が安心してもっと利用しやすくなれば良いと思っています。

全国手をつなぐ育成会連合会でも「権利擁護セミナー」の開催「成年後見制度に関するアンケート調査」そして、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定を担う専門家会議に「全育連」の久保厚子会長が参画し、この「成年後見制度」の利用について、どの課題をどう解決したら安心して利用できるようになるのか改善策を発信して来ています。そのような中、第二期成年後見制度利用促進計画の方向性が示されました。

―手をつなぐ2022年4月号―（中央の動き）

今回は、わたしなりの注目点をあげたいと思います。知っての通り成年後見人は、一度選任されると原則、ご本人が亡くなるまで代理人業務は続きます。成年後見人に専門家が選任されると、月々の費用がかかります（月/２万～５万位）。今回、「第二期基本計画」の方向性で本人が亡くなるまで「成年後見制度」が続くのを緩和しようということが示されました。目的をもって成年後見人を選任出来て、その目的が終わったら終了出来るようになるというお話です。例えば、父親が他界します。相続人である二人の子供のうち長女は知的障害で、後見人も付いていません。遺言も無いので、子供二人で話し合ったことにして遺産を均等に分割（２分１づつ）したいと思います（母親は別）。「正論」からすると、長女には後見人を付け、その後見人と協議した上で遺産分割手続きを行わなければなりません。しかし、今の「成年後見制度」だと未来永劫後見人が付いて回り、専門職が後見人になると、後見報酬も亡くなるまで払わなければなりません。被後見人が若ければ若いほど支払期間が長く障害年金生活者にとって大きな負担となります。

今回の方向性で示されたのは、遺産分割手続きが完了したら後見人の業務終了が出来る

ようになるというわけです。尚、引き続き後見人に財産管理と身上保護等の業務をしてもらいたいとします。当然費用（後見報酬）を支払うこととなりますが、今回の方向性によると、報酬算定の整備と報酬助成の拡充が図られることが示されています。つまり本人が負担できる金額、後見人（専門職）には妥当な報酬にし、その差額は公的に埋めるようにしましょうというわけです。

わたしたち親は障害があっても一人ひとりが、自分らしく暮らし、幸せな人生を全うしてほしいと願っているのではないでしょうか。一人ひとりの暮らしを見守り、応援してくれる制度、仕組み、人垣等々が必要と思っています。その中の選択肢のひとつが「成年後見制度」だと思います。

それぞれの人、それぞれの家庭に事情というものがあると思います。その事情も考慮して、安心して、もっと柔らかく、「成年後見制度」が利用しやすくなることを切に願っています。引き続き「成年後見制度」に関心を寄せ、情報収集など行い続けたいと思います。

2022年度　山梨県手をつなぐ育成会　定期総会報告

コロナ禍が続くなか、令和４年度山梨県手をつなぐ育成会定期総会も、昨年度同様に書面をもっての総会となりました。皆様のご協力に感謝いたします。

書面定期総会は、会員全員に「定期総会資料」を郵送し、異議や反対の意思表示、並びに意見や質問を電話・FAX・メールで受け付ける形で行いました。その結果として、異議や反対の意思表示はありませんでした。令和４年度は、５月３１日（４月２１日付け通知により）をもって「定期総会資料」原案通りに各議案は承認されたことといたします。

令和４年度の定期総会議案の要旨は、書面総会通知の裏面に掲載しましたのでお読みいただけたものと思いますが、令和３年度は昨年度の繰越金が多く協力金を募集せず、各種事業の中止に伴い収入支出とも減少です。「手をつなぐ基金」は令和４年度中に社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会へ寄付をし法人会計の中で管理していただくこととします。寄付金は法人の「収支計算書」に記載され理事会・評議員会で報告され県の監査の対象となります。

また、令和４年度も、各種大会は、一部オンラインによる配信があります。コロナ禍が落ち着きましたら気軽に参加できる、全国機関誌「手をつなぐ」を読む会を開催します。準備が出来ましたらご連絡いたします。

山梨県手をつなぐ育成会役員

（任期：令和４年度定期総会から　令和６年度定期総会まで）

会　長　**宮城　隆**

副会長兼会長代行　**杉山浩子**

副会長　**越水眞澄**　**高橋敏夫**

市町村・地域育成会会長

越水眞澄（甲府市）　**渡邉勝義**（富士北麓）

杉山浩子（韮崎市）　**前田修次**（峡中）

部会長　**前田修次**（育精家族会）　**堀内澄子**（みだい寮家族会）

杉山浩子（わかば同窓会）

（運営委員）　**宮城　隆　杉山浩子　越水眞澄　高橋敏夫　渡邉勝義　前田修次　堀内澄子　大塚ちおり**

事務局長が変わりました

「社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会」の令和４年度人事異動により、障害者支援施設みだい寮施設長に篠原　宏が就任しました。会則第20条により、前事務局長老沼正敏に変わり、篠原　宏が令和４年度より、山梨県手をつなぐ育成会事務局長になりました。

第71回障害者自立更生等厚生労働大臣表彰（更生援護功労者）

韮崎市会員浅川由美子さんが厚生労働大臣表彰を受けられました。

永年にわたり知的障害者の更生援護に尽力されたことが認められました。

活　動　日　誌

2 月 16 日　関東甲信越ブロック代表者会議（栃木県）

4 月 13 日　会計監査･令和 3 年度 第 1 回役員会（みだい寮）

4 月 14 日　関東甲信越ブロック代表者会議（栃木県）

4 月 21 日　令和 3 年度書面定期総会資料送付

事務局より

会費納入のお願い

会費の納入がまだの方は、納入をお願いいたします。会費は、**7，000**円（全国機関誌代込）です。

郵便局振込用紙が手元にない方はご連絡ください。

ご依頼人名に、ご自分の名前をお忘れなく

※今年中の納入をお願いいたします。